

【税務会計サポート サービス提供規約】

鈴木一彦税理士事務所及び合同会社シンプルット(以下「弊社」といいます。)が提供する税務会計サポート(以下「本サービス」といいます。)の利用について、以下のとおり本規約を定めます。

第1条 本規約の範囲

本規約は弊社が提供する本サービスについて規定したものです。

第2条 本サービスの範囲及び提供者

1 税務に関する委任の範囲は次の項目とし、鈴木一彦税理士事務所がその業務を受託します。

- (1) 所得税、個人事業税、住民税及び消費税の税務書類の作成並びに税務代理業務
- (2) 電子的方法による税務申告
- (3) 税務調査の立ち合い
- (4) 税務相談
- (5) そのほか事業運営に必要と思われる書類の作成

2 会計及び経営相談に関する委任の範囲は次の項目とし、合同会社シンプルットがその業務を受託します。

- (1) 会計処理に関する指導及び相談
- (2) 決算書の作成
- (3) 給与計算の代行
- (4) 経営に関するサポート

前記各号に掲げる項目以外の業務については別途協議してサポートを行います。

第3条 関与先

1. 本規約を承認の上、規定のサービス申込手続若しくは業務委託契約を完了し、弊社で承認した方を「関与先」と称します。
2. 弊社が関与先として関与を継続することを不適当と判断した場合、サービスの提供をお断りする場合があります。

第4条 関与先の個人情報

1. 関与先の個人情報は、税理士が有する機密保持義務に基づき厳格に取り扱いを行います。ただし、弊社が作成する関与先の会計・税務関係のデータについては弊社が所有するものとし、個人が特定できる情報(氏名・住所・電話番号・メールアドレス)については、本サービス提供に必要な範囲内での委託先への預託の他、関与先自身による開示の承諾があるものを除き、原則として、社外への提供は行わないこととします。

2. 前項にかかわらず、以下の場合については、関与先の同意なく関与先情報の一部(氏名・住所)を開示することがあります。

- (1) 弊社及び他の関与先もしくは第三者に不利益を及ぼすと判断した場合、税務署、警察または関連諸機関に開示する場合
- (2) 税務署、警察、裁判所、検察庁、税理士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、登録情報の開示を求められた場合、弊社がこれに応じることを判断した場合
- (3) その他弊社が開示を相当であると判断した場合

3. 弊社は、サービス利用開始の際に関与先の提供および申告する登録情報のすべての項目に関していかなる虚偽の申告も認めないものとします。

4. 関与先の登録情報に変更が生じた場合、関与先は速やかに弊社にその旨の通知を行うものとします。

第5条 私的利用の範囲外の利用禁止

関与先は、弊社が承認した場合(当該情報に関して権利を持つ第三者がいる場合には、弊社を通じ当該第三者の承諾を取得することを含む)を除き、弊社を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他関与先自身の利用の範囲を超えて使用することができないものとします。

第6条 関与先の禁止事項

1. 弊社の提供するサービスについて、関与先の以下に該当する、またはその恐れのある行為は禁止します。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 脱税、ほう助及び犯罪行為に結びつく行為
- (3) 法令等に違反する行為
- (4) 弊社及び他の関与先もしくは第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (5) 弊社及び他の関与先もしくは第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- (6) 弊社及び他の関与先もしくは第三者に不利益を与える行為

- (7)弊社及び他の関与先もしくは第三者を誹謗、中傷する行為
- (8)弊社の運営を妨害、或いは弊社の信頼を毀損するような行為
- (9)弊社の承認を得ないで行う弊社関与先の身分を利用した全ての営業行為
- (10)選挙運動もしくはこれに類似される行為、または公職選挙法などの法令に違反する行為
- (11)その他弊社が当該会員の行為として不適切であると認めた行為

第7条 本サービス契約の解除

1. 以下の項目に該当する場合、弊社は、当該関与先へ通知をして本契約を解除することができるものとします。
 - (1)第6条に定める禁止事項その他本規約の各条項に違反した場合
 - (2)サービス申込時及びその後の提供情報が故意による虚偽の申告と弊社が認めた場合
 - (3)弊社が、認めない不正な行為があった場合
 - (4)弊社が本サービス遂行のために依頼した資料及び情報の提供を理由なく拒んだ場合
 - (5)連絡がとれない、資料の提供がないなど、本サービス提供を円滑に行うことができないと認められる場合
 - (6)その他弊社が不適切と判断した行為があった場合
2. 契約を解除する場合、その関与先が弊社に対して保有するすべての権利について消滅するものとします。

第8条 本サービスの料金について

1. 本サービスの提供については、第17条 基本サービス料金の規定に基づいたサービス料金が発生します。
2. 処理件数によって変動のあるサービスについては第18条 オプション料金の規定に基づきサービス料金が発生します。
3. 本サービスの提供に基づく料金については、弊社が指定する支払方法にて支払うものとします。
4. 本サービスの料金については請求締日から30日以内に支払うものとします。
5. 前項に基づく料金の支払いが無い場合、弊社はサービスの提供を中断、停止および契約解除をすることができます。

第9条 解約

関与先が弊社のサービスを解約する場合、所定の手続きに従い弊社に届け出るものとし、弊社での解約手続き終了後、解約となります。

第10条 規約の変更

弊社は、関与先への事前通知をもって本規約を随時変更することができるものとします。変更の内容については、変更内容を知後1ヶ月経過した時点で、全ての関与先が了承したものとみなします。但し、第三者に不利益を及ぼす恐れのある場合等不測の事態が予想される場合は、上記期間を待たずに規約変更が実施されたものとします。

第11条 サービスの中断、停止

1. 弊社は、以下に該当する場合、関与先への事前通知及び承諾なしに、弊社のサービス内容の一部または、全部を停止または中断する場合があります。
 - (1)弊社の存在を回避するための緊急事態発生の場合
 - (2)火災、停電、天災等の不可抗力その他不測の事態により、本サービスの運営継続が困難になった場合
2. 上記の不測な事態に伴い、関与先に不利益、損害が生じた場合であっても、弊社は、その責任を免れるものとします。

第12条 サービス内容の変更、中止

1. 弊社は、関与先への事前通知をもって本サービス内容を変更する場合があります。
2. 前項に基づき、サービス内容を変更した結果、関与先に不利益、損害が生じた場合でも、弊社はその責任を免れるものとします。

第13条 サービスの停止及び廃止

弊社は、一定の予告期間をもって本サービスの停止及び廃止を行う場合があります。

第14条 個人情報の取扱い

弊社の収集した個人情報は以下のように取扱います。関与先が弊社に個人情報をご提供下さる際には、以下の取扱いについてご同意くださいますようお願い申し上げます。

1. この個人情報の使用目的は以下のとおりです。
 - (1)関与先の管理
 - (2)申込みいただいたサービスの提供
 - (3)サービスの品質を維持するための活動

(4)保証及びアフターサービス(関与先からの問い合わせ等含む)の提供

(5)情報分析(関与先層の分析など)や情報の発信

(6)新製品および新サービスに関する情報のご案内ならびに関与先へのアンケートの実施

2. 上記の個人情報を弊社が第三者に開示、漏洩することはありません。ただし、以下の場合はこの限りではございませんので、あらかじめご了承ください。

(1)運送業者に対する関与先の氏名および住所の開示、お客様控え書類などへの氏名等の情報入力等、弊社および業務委託会社が、関与先に対する契約上の義務を履行するために必要である場合

(2)法令に基づき税務署、警察、裁判所その他の司法機関および行政機関からお客様に関する情報の開示を要求された場合

(3)弊社、弊社関連会社、関与先または第三者の権利および財産を保護する必要がある場合

(4)関与先と他の関与先もしくは第三者との紛争により、弊社または弊社関連会社が迷惑もしくは損害を被ることを回避する場合

(5)関与先が弊社にお名前、住所等の情報を提供するか否かは、関与先ご自身に任意にご判断いただけます。ただし、関与先からお名前、住所等の情報をご提供いただけない場合には、弊社は関与先に本サービスの全てをご提供できなく点を予めご了承下さい。

(6)関与先は、弊社に対して、当該個人情報を預託された以後、氏名・住所・お電話番号等について個人情報を開示できるよう求めることができます。また、開示の結果、当該個人情報に誤りがある場合は、関与先は弊社に対して当該個人情報の訂正または削除を要求することができます。開示、訂正または削除を要求される場合は、下記弊社問い合わせ窓口までご連絡ください。

(7)ご提供いただく個人情報の管理者及びお問い合わせ先

お問い合わせ窓口

住所:神奈川県小田原市飯田岡91-3

事務所名:鈴木一彦税理士事務所

個人情報相談窓口担当 鈴木一彦

第15条 情報の開示と説明および免責

1. 関与先は委任事務の遂行に当たり、とるべき処理の方法が複数存在し、いずれかの方法を選択する必要があるとき、並びに相対的判断を行う必要があるときは、弊社に説明承諾をしてください。

2. 関与先が1に掲げる弊社の説明を受け、これを承諾したときは、当該項目につき後に生じた関与先の不利益については、弊社はその責任を負いません。

3. 本サービスを通じて提供される情報・サービスに関し、関与先と他の関与先あるいは第三者と紛争が生じた場合は、関与先は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、弊社に損害を与えないものとします。

4. 弊社は、本サービスを通じて行われた関与先と第三者との物品売買等の取引に関連する債務の履行、及びその他の取引に関して生じた紛争については一切の責任を負わないものとします。

2. 弊社は、第3条第2項および第3項に基づく会員の登録情報開示に伴い、そこから発生する問題について一切の責任を負わないものとします。

第16条 本サービス提供について

1. 申し込み方法

本サービスは契約書(申込書)に記載されたサービス利用開始日をもって開始するものとします。

2. 表示価格

サービスの表示価格は税抜表示とします。

3. お支払い方法

本サービス利用により生じる費用の支払方法は、銀行振込若しくは自動引落によるものとします。費用のお支払い期限は請求書の発行後30日以内といたします

4. 契約の成立時点

弊社が利用申込書の受理をした時点で、お申込みいただいたサービスに関して、関与先と弊社の間で業務委託契約が成立するものとします。

5. 請求書及び領収書

本サービスについては弊社から関与先に対して請求書をお渡しいたします。また、弊社への支払いについて銀行振込及び自動引落の場合には弊社から領収書を発行いたしません。振込の控えなどをもって領収書に代えさせていただきますので、大切に保管してください。

6. サービスの提供地

本サービスの提供は、日本国内に限らせて頂きます。

7. サービスの解約

(1)サービスの利用開始前であれば解約ができます。申込の解約をご希望される場合は、弊事務所までご連絡ください。

(2)サービスの利用開始後の解約については、サービス提供および業務の進捗状況に応じ、下記の割合に基づく費用を請求させていただきます。

- ① 顧問契約など期間に応じて発生するサービスの場合・・・解約お申し出日が属する月の翌月分までの料金
- ② 申告手数料などの手続きに関するサービスの場合
 - 進捗割合が70%以上・・・申込サービスの金額の100%相当額
 - 進捗割合が50%以上・・・申込サービスの金額の70%相当額
 - 進捗割合が50%未満・・・申込サービスの金額の50%相当額
- ③ 商品の販売に関するもの・・・販売代金の80%相当額

(3)前項にかかわらず、下記のサービス等については解約をお受けすることができません。

・サービスの提供および期間が完了したもの

・関与先の責に帰すべき事由によりサービスの提供ができなかったもの

(4)提供したサービスについて明らかな弊社の瑕疵がある場合、前項に関わらず解約に関する費用の請求は致しません

8. その他の注意事項

(1)サービスにつきましては弊社の状況により、お申し込みがあってもお請けできない場合がございます。その場合にはあらかじめ通知させていただきます。

(2)ご提供するサービスの一部が、弊社のサービス内容の変更などによりホームページ上でご案内しているサービスなどと若干異なる場合がございます。

(3)複数のサービスをご依頼された場合、サービスの内容が重複する場合がございます。

第17条 基本サービス料金

1. 本契約における基本サービス料金は、契約時における関与先の直近前期の年間売上高および年間取引件数に基づき、別紙料金表に基づき決定いたします。

2. 所得税の確定申告が完了した日において、関与先の前年決算期における年間売上高および年間取引数に基づき、別紙料金表に基づいた料金に基づいて契約を更改いたします。

3. 前項2に従って基本サービス料金に変更となった場合には、弊社は速やかにその旨を関与先に通知して契約内容変更書を作成して同意を得るものとします。

第18条 オプション料金

1. 本契約書に記載の無いサービス料金は以下のように規定いたします。(金額は全て税込)

(1)年末調整等業務

- ① 年末調整 基本料金 5,500 円、1名増加するごとに 1,100 円(パートアルバイトは 550 円)
- ② 法定調書 合計表作成基本料 5,500 円(調書2枚迄含む)、調書1枚追加ごとの作成料 550 円
- ③ 償却資産税申告書 1市区町村当たり 5,500 円

(2)給料計算

月額基本料 3,300 円、1名あたり 660 円

(3)税務調査対応

1時間当たり 11,000 円(事前打ち合わせ、調査後の修正申告などを含む)

(4)その他書類作成

A4用紙相当の書類作成(届出書、申請書など) 5,500 円

2. 上記にないご依頼があった場合には、別途協議の上お見積書を作成して対応いたします。

第19条 合意管轄

本サービスに関して、弊社と関与先との間、訴訟の必要性が生じた場合は、横浜地方裁判所小田原支部を専属的合意管轄裁判所とします。

第20条 準拠法

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法及び税理士法が適用されるものとします。

以上

平成30年6月1日制定

令和3年9月1日改定